

令和5年度 第3回 白馬村上下水道事業経営審議会 議事要旨

招集年月日	令和5年12月19日(火)
招集の場所	白馬村役場 庁議室
開催時間	午後1時30分～午前3時12分

出席者

■委員

区長会長(白馬町区長)	太田 芳明	—
副区長会長(めいてつ区長)	前田 芳昭	○
白馬商工会長	杉山 茂実	○
白馬商工会 女性部	松沢 浩子	○
白馬五竜観光協会副会長	野々山 建	○
八方尾根観光協会会長	丸山 徹也	○
北アルプス地域振興局 総務管理・環境課 企画幹兼環境係長	長澤 孝	○
長野県企業局 水道事業課 課長	丸山 幸一	—
指定工事店副組合長(有)タカハシ管設工業)	高橋 慶多	○
施設維持管理業者((株)水ingAM)	西堀 朗子	○
白馬村議会 産業経済委員長	切久保 達也	○
白馬村議会 議長	太田 伸子	○
公募委員	一井 良	○

■事務局

白馬村 上下水道課長	廣瀬 昭彦	○
白馬村 上下水道課 業務係長	中村 由加	○
白馬村 上下水道課 管理係長	柏原 正樹	○
白馬村 上下水道課 上下水道係長	下川 智之	○

## 1 開会

廣瀬上下水道課長が開会及び会の成立を宣言した。

## 2 会長あいさつ

(杉山会長)

お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。

12月16日の朝に発生した黒豆沢の土砂災害では、みそら野地区の16世帯が被害に遭われ、現在、村や県が対応し、関係各所が調査に入っている状況です。上下水道課長からの説明にあったように、地上にある水道施設の被害はないということですが、土砂に埋まった箇所の埋設されている水道管の被害が心配されるところであります。

それでは、本日は本年度第3回目の上下水道事業経営審議会ということで、よろしく願いします。

## 3 議事

### 1) 水道料金検討に係る事項

#### ①白馬村水道事業の現状と課題

(事務局)

資料1をご覧ください。これまでの経営審議会で説明させていただいたことのまとめとしてこの資料を作りました。村の広報紙11月号でも「知ってほしい水道事業」ということで、村民の皆さんに「水道事業の現状と課題」や「料金改定の必要性」について説明した記事を掲載しています。委員の皆さまには、これまでの内容の確認ということで聞いていただければと思います。

#### 「1 水道事業の沿革」

昭和31年9月30日に神城村と北城村が合併して白馬村が誕生しました。昭和39年にそれまで地域ごとにあった簡易水道が統合され、給水人口6,000人、1日最大給水量4,180 m<sup>3</sup>/日の事業で白馬村上水道事業が創設されました。昭和49年から5年をかけて拡張事業として配水池と配水管の整備を行い、さらに、観光人口や別荘の増加等による水需要の増加を想定

し、昭和 55 年から 57 年にかけて二股浄水場の建設を行いました。その後も簡易水道事業の統合を繰り返しながら、現在は給水人口 9,900 人、1 日最大給水量 26,900 m<sup>3</sup>/日 の上水道事業として運営しています。

令和 4 年度末の状況は、給水人口 8,445 人、給水口数 5,668 口、年間総配水量 2,816,268 m<sup>3</sup>、1 日最大配水量 11,308 m<sup>3</sup>で最も水の使用が多いのは 12 月 31 日、1 日平均配水量 7,715 m<sup>3</sup>、年間給水量 1,251,755 m<sup>3</sup>、普及率 99.5%であります。

## 「2 配水水系と主要な水道施設」

白馬村水道事業の配水水系は、図 1 にあるように、湧水の楠川水源を水源とする楠川水系、深井戸の源太郎水源を水源とする源太郎水系、白馬村を流れる松川を水源とする二股水系に大別されます。また、中山間地域に集落が点在する白馬村では、多数の水道施設とそれらを結ぶ水道管が敷設されています。村内の水道管の総延長は約 203 k mであり、白馬村から東京都までの距離に匹敵します。

3 ページには主な水道施設として、水源、ポンプ場、配水池等を抜粋して載せています。

## 「3 施設の老朽化と耐震化」

村内の水道管の総延長約 203 k mのうち、30%に相当する 61 k mが法定耐用年数である 40 年を超えて使用されています。施設の耐震性に目を向けると、二股浄水場も 40 年以上が経過し、浄水場や配水池といった基幹施設の耐震診断において、「耐震性はない」という結果が出ています。基幹管路の耐震適合率は全国及び長野県の平均を上回っているものの、全管路の耐震化率は 3 割以下に留まっている状況です。

白馬村水道事業では、古くなった管路を耐震管に順次更新することで管路の耐震化を進めていますが、財源や人員の制約から年間の更新率は延長割合で年 0.5%程度に留まるのが現状です。全ての管路を耐震化するには長い時間を要するため、被災時の影響や老朽度といった要素も踏まえた計画的な管路更新により、耐震化に努めていく必要があります。

## 「4 有収率の低下」

「有収率」とは、浄水場や配水池から村内に送り出す配水量の内、メーターを通過して料金収入の対象となった水量の占める割合で、作った水をどれだけ効率良く水道使用者の元へ届けることができているかの目安となる数値です。白馬村では、管路の老朽化に伴う漏

水の増加で「有収率」が急激に低下しており、特に平成 27 年の神城断層地震後に 40%台にまで落ち込みました。現在の有収率は、国が目安とする 90%という目標値の半分以下という水準です。言い換えれば、浄水場や配水池から配られた水の半分以上が漏水等により無駄になっているということであり、経営効率性の観点からも老朽管の更新等を通して有収率を改善することが急務となっています。

#### 「5 今後の投資計画と費用」

白馬村の水道施設は、管路更新等の将来的投資を計画的に行い、施設の強靱化が必要な状況です。建設から 40 年以上経過し、耐震性がないと診断されている二股浄水場は、今後、耐震補強をして継続運用するのか、施設の新規更新を行うのか、また、急速濾過方式と膜ろ過方式のどちらを採用するのか、人口減少や管路更新による効率的な配水によって、施設のダウンサイジング等が可能なのか等、判断が迫られています。

いずれにしても、施設の更新には多額の費用がかかります。昨年度改定した「水道ビジョン」による投資計画では、今後 10 年間で約 35 億円の事業費がかかる見通しです。このうち、約 21 億円は二股浄水場再整備事業によるもので、ピーク時には年 7 億円以上の事業費が必要となります。

#### 「6 料金収入の減少」

水道事業は、料金収入を財源に経営する独立採算制で運営しており、安全な水を 24 時間 365 日、お届けするのが使命です。そのため、老朽化対策や耐震化など、多額の施設更新費用がかかります。また近年は、燃料費高騰や施設・設備の修繕費の増加などで、経費も嵩む状況となっています。

一方、水道事業の収入の約 8 割を占める料金収入は、ここ数年、コロナ禍による観光人口の減少で落ち込み、今後も人口減少の影響等で料金収入は減少していく見通しです。また、水道料金は、昭和 59 年に改定を行って以来、消費税の導入・改定による値上げを除き、改定されていません。必要な資金の捻出は、経営努力だけでは困難な状況で、今後も持続可能で健全な経営を行っていくためには、新たな財源の確保が急務となっています。

#### 「7 経営指標に見る経営・施設状況」

「経営指標」とは、公営企業決算状況調査のデータに基づき作成されるもので、総務省

により公表されています。この「経営指標」の分析を行うことにより、経営状況や課題、自らの自治体の特徴を把握することができます。

「経常収支比率」は100%以上で単年度収支が黒字ですが、類似団体と比較して黒字率は高いです。「企業債残高対給水収益比率」は収益に対する起債残高の割合で、他市町村と比較して起債残高は大幅に少ないです。「料金回収比率」は給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかを表すもので、100%を超える安定した数値を示しています。「有形固定資産減価償却率」は、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表します。「管路経年化率」は、法定耐用年数を越えた水道管の延長の割合を表します。「管路更新率」は当年度に更新した水道管延長の割合を表します。施設の老朽化を表す「有形固定資産減価償却率」と「管路経年化率」はいずれも高い数値で、「管路更新率は」他市町村より低く、一般的に施設・設備の老朽化が進んでいる状況を示します。

単年度収支の黒字率が高く、一見すると健全経営に見えますが、これまでの利益を積み立てた「利益剰余金」は現在7億円程度で、今後の更新費用を考えるとその額は決して多いとは言えません。今後の水道施設の更新に必要な工事費を確保していくことが喫緊の課題となっています。

#### 「8 白馬村水道事業の課題 ～これまでのまとめ～」

現在は、水道普及率も向上したことから、拡張の時代から維持・管理の時代へ移り変わっています。白馬村のみならず、全国的に維持・管理の時代への対応が迫られている状況にあります。拡張時代は、人口増加や水需要の増加があり、補助金を活用して管路を延伸し、普及率の向上を図っていた時代です。今は維持管理の時代で、人口や水需要が減少しており、更新財源の確保や施設の老朽化や耐震化対策が他の事業体でも大きな課題となっています。

白馬村水道事業が直面している大きな問題点も同様です。収入面では、人口減少により料金収入は減少する見通しである一方、費用面では、多額の施設更新費用や修繕費が増加の見通しであることから、対策を講じないと収支のバランスが崩れ、近い将来に経営状態が悪化することになります。

#### 「9 今後の財源確保の考え方 ～施設更新に必要な財源を確保するために～」

施設を更新する費用の財源として、企業債を発行し、長期の借入金を効果的に活用して

いきます。水道施設は世代を超えて長く使用でき、現在の利用者はもちろん、将来の利用者の財産でもあります。そのため、施設更新費用の財源として、施設の更新費用を現在の利用者だけでなく、次世代にも負担してもらう企業債の活用は、世代間負担を均衡できる資金調達の方法です。前頁の経営指標の表にあるように「企業債残高対給水収益比率」は、給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。白馬村水道事業の企業債残高が類似団体よりも少ない理由は、裏を返せば老朽化対策が進んでいないことの表れとも言えます。今後は、老朽化している管路の更新や施設の整備を実施するため、毎年多額の企業債の新規借り入れを行っていくことから、企業債残高は増加し、「企業債残高対給水収益比率」は上がっていきます。将来、次世代への過度な負担にならないよう、適切に運用していかなければなりません。

また、白馬村の水道料金は、昭和 59 年に改定を行って以来、消費税の導入・改定による値上げを除き、改定されていません。実質的には 39 年据え置きで、現行の料金水準や体系では事業の運営は厳しい状況であることから、水道料金の見直しを図っている状況に至ります。

## 質疑応答

(委員)

「図 6 投資計画と事業費」で、設備更新が令和 13 年から 0 になっていますが、13 年以降も設備更新の必要があるのではないのでしょうか。

(事務局)

水道ビジョンでは、設備更新は令和 12 年までにある程度進む見通しでいます。年間に機械や装置、計装類を 4 か所程更新していることから、令和 10 年くらいまでには古いものは全て更新されると考えます。管路更新の比重が増えることがあれば、その分、設備更新を減らしていかなくてもはなりません。現段階では 12 年くらいまでに設備更新が完了すると思っています。令和 12 年以降に予定している二股浄水場の更新工事に多額の費用を費やさなければならぬことから、その前に設備更新をある程度は済ませておきたいというものであります。

(委員)

6 ページの 2 行目に「建設から 40 年以上経過し」とありますが、当初の水道施設の整備について白馬村は、長野県や全国の中でも早くから行っていた方でしょうか。

(事務局)

水道施設の整備については、全国的に同じ時期に行っており、白馬村も大差ありません。ですから、他の事業者でも施設の老朽化問題を抱えている傾向にあります。国では、そうした問題等に対処していくためにも、広域化を進め効率化を図っていくという方針を出しています。

(委員)

白馬村だけでなく全国的にも施設の老朽化問題を抱えている傾向にあることをわかってもらえれば、料金改定に関しても理解を得やすいのではないのでしょうか。

(事務局)

他の事業者に比べて、白馬村の企業債借入額が少ないということは、これまで更新工事を先送りにしてきた表れでもあります。水道が普及してから修繕工事のみを行う時代が長く続いてしまったので、更新工事が他よりも遅れている状況です。平成 28 年頃から更新工事を手掛けてきていますが、それまでの更新工事と言えば神城断層地震時の管路の入れ替えや、下水道管渠整備の折に併せて水道管も載せ替えを行っているような状況でしたので、今後は水道事業単独で更新工事を計画的に行っていかななくてはなりません。資料 4 ページの「図 2 過去の管路整備延長と老朽化」にありますように、今は 40 年を経過している 1970 年代に敷設された管路の更新を行っており、1980 年代や 1990 年代に敷設された管路の割合も高いことから、今後も更新工事をずっと続けていかななくてはなりません。すべての管路の更新にはかなりの時間を要します。ただし、白馬村で平成 9 年から採用している配水用ポリエチレン管は、軽くて柔軟性もあり、施工性も良いことから、一度敷設すると 100 年は持つだろ

うと試算しています。神城断層地震時もポリエチレン管の被害はありませんでした。管の接続を融着で行うので管路が一体化され耐久性が増します。ポリエチレン管への敷設替えが進めば更新のスピードを緩めても耐久性のある施設になるのではないかと期待しています。現在、急務となっているのが資料 5 ページの写真にあるような塩化ビニール管の敷設替えでして、この管の老朽化や施工上の問題で石がこの管に接触して亀裂が生じること等が漏水の要因となっています。

## ②水道料金のしくみと白馬村の水道料金

(事務局)

資料 2 をご覧ください。「水道料金のしくみ」について説明します。

### 「1 料金体系のしくみ（基本料金と従量料金）」

水道料金の料金体系には、一部料金制と二部料金制がありますが、全国の水道事業体の多くは二部料金制を採用しており、白馬村も二部料金制度を採用しています。二部料金制度とは、基本料金と従量料金を組み合わせた料金制度のことで、一部料金制度とは、定額料金または従量料金のいずれかを採用した料金制度のことを言います。

二部料金制度の「基本料金」とは、水使用の有無にかかわらず徴収される料金です。一方「従量料金」は、実際に使用した水量に単価を乗じて算定し徴収される料金です。右側のグラフは基本料金と従量料金のイメージを表したもので、定額の基本料金の上に従量料金がかかっていますが、上のグラフと下のグラフの違いは「基本水量あり」か「なし」かの違いです。「基本水量」とは、公衆衛生上の観点から、お風呂やトイレの使用を控えるといった過度な節水意識が働かないよう一般の方に積極的に水道を使ってもらうことを目的に、基本料金に一定分の使用量を含める料金体系のことで、この基本料金に含まれている水量を「基本水量」といいます。下のグラフで言うと 10 m<sup>3</sup>までは基本料金に含まれています。白馬村でも基本水量ありを採用中で、白馬村の場合の基本水量は 5 m<sup>3</sup>です。

### 「2 基本料金の種類（用途別と口径別）」

基本料金の種類には 主に「用途別」と「口径別」があります。「用途別」とは、水を使用する用途または負担力に応じて、一般用、営業用、工事用など用途別に価格差を設ける体系



です。白馬村はこの用途別を採用しており、基本料金を別荘とそれ以外で区分しています。一方、「口径別」は、口径の大きさに応じて価格差を設ける体系です。大きな口径ほど一度に多くの水を使用することができるため、口径が大きくなるほど基本料金が高くなる設定がされます。

### 「3 基本料金の種類（用途別と口径別の採用状況）」

3つの円グラフがありますが、一番左側の円グラフが昭和60年の採用状況です。口径別が38%、用途別が47%、その他（用途別・口径別の区分を設けない単一料金制）が15%と、用途別が一番多く採用されている状況です。真ん中の平成30年の円グラフでは、口径別が58%と一番多く、用途別が31%に減っています。そして、一番右の令和5年の最新統計では、更に口径別が増えて、6割以上が口径別を採用する状況となっています。このように時代の移り変わりで見ると「用途別」から「口径別」へ移行する傾向になっており、施設の整備を進めている時代は、一般生活用の利用を増やすため「用途別」が主流でしたが、全国的に「用途別」から能力に応じた「口径別」の負担が主流になってきました。

### 「4 従量料金の種類（均一型・逦増型・逦減型）」

従量料金は使用水量に応じて負担してもらうものですが、均一型・逦増型・逦減型の3種類があります。「均一型」は単一型とも言いますが、使用料の増加によらない、従量料金単価が一定の料金設定です。「逦増型」は使用量の増加に伴い、従量料金単価が高額となる料金設定で、白馬村で採用中です。「逦減型」は使用量の増加に伴い、従量料金単価が低額となる料金設定です。

### 「5 料金算定の基本的な考え方」

日本水道協会発行の「水道料金算定要領」というものがありまして、平成27年に策定されています。料金算定の目安となるもので、標準的な水道料金算定の考え方を示しています。この算定要領で推奨する考え方として、3点が挙げられます。

- 1点目は、基本料金は口径別料金が望ましい
- 2点目は、従量料金は単価均一型（逦増でも逦減でもない）が望ましい
- 3点目は、基本水量は付与しない

## 「6 料金算定に関する法令」

法令において、料金算定がどのように謳われているのかを確認しておきますと、2つの原則が謳われています。

1つ目は「独立採算の原則」として、地方公営企業法第17条の2第2項に「原則、公営企業の経営に伴う収入（水道料金）をもって運営を行う。」とあります。原則、水道事業に税金の投入はありません。ただし、「その性質上、公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」、例えば、消火栓に係る経費や公園等の公共施設における水道の無償使用といった自治体が本来負担すべきものについては繰入が認められます。繰入基準に基づき村からの繰入金をいただいておりますが、原則は独立採算制で経営することとされています。

2つ目は「水道料金の決定原則」として、水道法第14条第2項に「料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。」、水道法施行規則第12条に「料金が、概ね3年を通じて財政の均衡を保ことができ、明確な根拠に基づき設定されたものであること。」「水道の利用者相互間の負担の公平性を勘案して設定されたものであること。」とあります。

次に「白馬村の水道料金」について見ていきます。

### 「1 現行の水道料金表」

白馬村は、基本料金と従量料金の2部料金制です。基本料金は「用途別」で区分され、「用途欄」の「一般用住宅」から「グラウンド・その他用」までの基本料金は1,200円、「別荘」のみが基本料金2,200円となっています。基本水量付きで5 $\text{m}^3$ までは基本料金に含まれます。「従量料金」は逡増型で、使用水量区画は3段階に分かれ、6 $\text{m}^3$ ～30 $\text{m}^3$ までが単価140円、31 $\text{m}^3$ ～70 $\text{m}^3$ までは単価160円、71 $\text{m}^3$ 以上が単価170円となっています。それから、メーター器使用料金も設定しています。

水道料金の算出例ですが、一般住宅で口径13mmの家庭が1か月に20 $\text{m}^3$ 使用した場合の水道料金ですが、資料にある計算式により3,740円になります。

### 「2-① 検討のポイント 口径別と用途別の選択」

左側の「口径別水道メータの基本料金差イメージ図」をご覧ください。「口径別」と「用途別」であります、「口径別」では口径毎に基本料金を設定しています。使用可能水量に着目して基本料金を設定するもので、口径が小さいほど少ない料金となります。「用途別」は用途によって基本料金を設定するもので、用途が同じなら使用可能水量が大きくても小さくても同じ料金になります。白馬村の新料金体系では、口径別料金体系を選択したいと考えています。

3 ページに移りまして、なぜ口径別なのかということですが、右側の口径別のイメージ図をご覧ください。口径別は「一度にどのくらい使えるか」に着目しています。大きな口径ほど、1 度に多くの水を使用できるため利便性が増しますが、その分設備投資コストが大きくなることから、口径別を選択することで、水道使用に対する利便性や設備投資に見合う料金設定が可能となり、料金区分の考え方が明確になるという利点があります。

一方、用途別では一度に多くの水を利用するには、設備投資コストがかかりますが、その価格差を料金に反映することができないというデメリットあります。また、用途認定は注意しなければならない点が多く、白馬村の場合、別荘か別荘でないかの判定は、住民票で判断していますが、セカンドハウスという考え方もあることから区分が明確でないという問題点や、住民票の異動を確認し用途を変更しなければならないという点で、事務が煩雑になる要因となっています。このようなことから、「水道料金算定要領」でも推奨している口径別を採用したいと考えています。

#### 「2-② 検討のポイント 従量料金における均一型と逓増型の選択」

左上のグラフは、逓増ありのグラフイメージですが、逓増は多く使うほど割高になります。一方、左下のグラフは逓増なしの均一型のグラフイメージで、従量料金の単価は一定額です。昭和の水道拡張時代には水資源確保のため、従量料金を段階的に上げて、大口利用者の水の使い過ぎを抑制していましたが、時代が変わり、水需要が減少し供給能力も確保された現在では、新たな料金を考えるには逓増型からの見直しが必要とされています。水道料金算定要領でも逓増なしの均一型が望ましいとされています。

しかしながら、白馬村の場合、すぐに均一型に切り替えるのは難しく、現段階では、逓増型の料金体系でないと財源確保の目標値達成に追い付かないのではないかと予想しています。

均一型が理想ではありますが、今後の審議会でお示しする料金のシミュレーション結果等を見ていく中で、検討していければと考えています。ちなみに、R5の統計では、全体の61%を占める口径別料金体系を採用している水道事業者の内、均一型を採用しているのが約20%、段階別（逦増・逦減）を採用しているのが約80%という結果になっています。

### 「2-③ 検討のポイント 基本水量の有無の選択」

基本水量とは、基本料金として徴収される料金の中に含まれる使用水量分のことです。基本水量なしとありのグラフィイメージがありますが、基本水量ありの方が従量料金の勾配が急になります。R5の統計では、口径別料金体系採用の事業者の内、基本水量ありが57%、基本水量なしが43%となっています。

次のページに移りまして、「基本水量取扱いに関する考え方の変革」をご覧ください。昭和42年の水道料金算定要領、水道普及率向上を目指す時代では、小口径給水管の使用者に対しては、基本水量を付与するものとし、概ね10 m<sup>3</sup>が適当であるとされていました。その背景には、公衆衛生向上の観点から、一般家庭の加入者を優遇し加入を促進するという目的がありました。しかし、平成9年の水道料金算定要領、水道普及率が向上してきた時代では、今まで基本水量を付与していた料金は、料金の激変に対して考慮しながら基本水量の解消を図るものとするがあります。その背景には、普及率が向上し、加入を促進するという目的は達成しつつあるため、サービス部分であった基本水量はなくしていきたいという考え方があります。

白馬村でも、水道普及率は概ね100%となった現在では、基本水量付与を継続する必要はなく、料金体系のシミュレーション結果にもよりますが、料金の激変を招かないよう配慮しつつ、基本水量を解消したい方向で考えています。

### 「3 白馬村の水道料金の現状（令和4年度数値より）」

8ページをご覧ください。「口径別調定件数割合」ということで、令和4年度の数値を円グラフで載せています。口径別にみると13mmが最も多く、全体の約74.7%を占めます。次いで、20mmが12.3%、25mmが12%となっています。9ページは用途別調定件数割合の円グラフです。用途別にみると住宅が約58.4%と最も多く、次いで営業用が31.4%、別荘が5.9%という状況です。

また、使用水量別では、8 ページの真ん中の棒グラフとその下の表が、口径別に見た使用水量調定件数割合で、9 ページが用途別に見た使用水量調定件数割合です。1 か月の使用水量では、10 m<sup>3</sup>以下が 50.29%と全体の半数を占めているのがわかります。次いで 11~20 m<sup>3</sup>が全体の 25%を占めます。また、白馬村の基本水量である 5 m<sup>3</sup>以下は全体の約 35%になります。この 35%が現在基本料金のみで従量料金がかからない使用者群となっています。

10 ページから 12 ページは、口径別に見た「大北管内・県内類似団体の料金比較」の表です。10 ページは口径 13mmで、上から 1 か月に 10 m<sup>3</sup>使用した場合の料金比較、真ん中が 20 m<sup>3</sup>使用した場合の料金比較、一番下が 30 m<sup>3</sup>使用した場合の料金比較となっています。白馬村は、他の市町村と比較して、使用水量が多くなるほど料金が安くなる傾向にあります。

11 ページは、口径 20mmでの比較、12 ページは口径 30mmでの比較ですが、同じく使用水量が多くなるほど、他の市町村と比較して料金が安くなる傾向にありますので、使用水量が多い使用者に対してもう少し料金を負担してもらい料金体系も考えられるかと思えます。

## 質疑応答

(委員)

逦増型だと水を多く使えば使うほど割高になるという説明でしたが、一般的には物をたくさん買えば買うほど割安になるので、水もたくさん使えば割引率を高くする考え方もあると思いますが、どうでしょうか。

(事務局)

そういう考え方もあります。ただし、水道事業の場合、水を多く使うほど施設への負担がかかります。水使用量の多い営業施設等が白馬には多々ありますが、そういう営業施設へ水を供給するためには、浄水場や配水池の規模を大きくする、一般家庭と比べて埋設されている配水管を太くする等、コストがかかりますので、その辺を料金にどの様に反映させるのかも検討していかなければなりません。白馬村の場合、定住人口だけを考慮して施設の規模を決められないという難しさがあります。観光人口も踏まえた上で施設規模を決めていかなければいけないというのが白馬の特徴でもあります。幾つかのパターンで料金のシミュレーショ

ンを行い、検討する必要があると感じています。

(委員)

ペンションのような営業施設なのか、友人を泊めているのであって営業していない施設なのか区別が曖昧であったり、民泊の延長のような施設が増えていると聞いています。そういう施設が増えてくれば用途認定も難しく、水道料金にも影響してくるのではないのでしょうか。

(事務局)

おっしゃる通りで、用途が複雑化し、営業なのか住宅なのか、別荘なのかそうでないのかの判別が難しくなっています。

(委員)

そういうことを考慮すれば、用途別よりも口径別が良いのかもしれないですね。

(委員)

現在の料金表は、別荘とそれ以外の区分で基本料金に価格差を設けていて、営業用と個人用では分かれていないということなので、営業用と個人用は同じ料金体系ということですか。

(事務局)

水道料金はそうですが、水道に加入していただくときに負担していただく加入分担金については、営業用と個人用で価格が違ってきます。口径 13mmで住宅の場合は 10 万円、営業施設の場合は 20 万円になります。加入分担金では水道料金よりも用途によって細かい区分設定をしていますが、用途の判別が難しくなっていますので、加入分担金等についても検討していかなければなりません。

(委員)

例えば、当初は一般住宅だった建物を購入して、ペンションに用途変更した場合はどうな

りますか。

(事務局)

加入分担金は、住宅と営業施設の差額分について負担してもらいます。新築の場合は建築確認申請書に記載された用途を判断基準にしていますが、中古物件の購入に伴う用途変更等の確認は難しい部分があります。他にも親が亡くなったことにより、親が住んでいた白馬の住宅を県外に住む子どもが相続した場合、その住宅を別荘扱いにするのかといった問題もあります。

(事務局)

用途別から口径別への移行を考えていますが、現行の料金体系では別荘の基本料金が他より1,000円高く、別荘の基本料金上乘せ分は年間約810万円になります。口径別に移行することで料金収入が810万年減ることになりますので、全体の料金体系見直しの中で、この減額分をどのように解消するのかということも検討していかなければなりません。

(事務局)

本日の説明で一番お伝えしたかったことは、大きく3つあります。用途別から口径別への移行、基本水量をなくすのか、なくさないのか、従量料金は逓増型にするのか均一型にするのか、であります。用途別から口径別へ移行する方針ではありますが、基本水量や従量料金のあり方については、料金のシミュレーション結果をお示しする中で皆さんにお諮りしていきたいと考えます。

(委員)

水道料金の改定に伴って下水道料金は変わらないのですか。

(事務局)

下水道使用料の改定も検討していますが、今、下水道事業では様々な動きがありまして、

し尿処理を下水道施設に投入する事業を進めていますが、し尿を受け入れた時の料金設定が正確に決まっていないので、料金改定に係るシミュレーションができないという判断をしています。下水道使用料の改定も行いますが、水道施設よりも下水道施設の方が更新費用はかかります。下水道ではストックマネジメント事業（計画に基づく更新）で令和 8 年度以降に毎年 1 億 5 千万円、浄化センターの耐震化事業で 10 億円、し尿投入に係る建設費が不確定となっていますが、まだ全ての事業が計画作成段階なので、今後の更新費用がある程度見えてこないと使用料改定に係る試算ができない状況です。

（委員）

お客さんは、水道料金と下水道使用料を一緒に考えています。1 つ疑問なのは、水道の基本水量が 5 m<sup>3</sup>であるのに対して、下水道使の基本水量は 10 m<sup>3</sup>となっていて、この違いはなぜでしょうか。

（事務局）

水道料金の体系は昭和に始まっていますが、下水道は平成 5 年の供用開始から始まっています。なぜ水道と下水で基本水量に 5 m<sup>3</sup>の差が生じているのかは定かではありませんが、当時は水道と下水道で担当課が異なっていたので、下水道事業は独自で他の市町村を参考に基本水量を設定したと思われます。今は上下水道課が水道事業と下水道事業を管轄していますので、委員のご指摘の通り、住民の皆さんは月々の水道と下水道の合算料金を気にすると思います。下水道料金も一緒に値上げしてしまえばかなり負担に感じるご家庭もあるかと思えますので、その点も考慮していかなければならないと思います。上げ幅にも限度がありますので、ある程度の幅を設けて段階的に改定を行っていかなければならないと考えます。

### ③今後の予定

（事務局）

今後の経営審議会の開催につきまして、予定では 2 月に第 4 回を開催し、財政収支のシミュレーションをお示しする中で、料金水準についてお諮りできればと考えています。その後、



できれば3月～4月頃に審議会を開催し、料金体系についてお諮りできればと思います。

(会長)

口径別を選択するという方向は決定で、検討のポイントで未定となっている基本水量や従量料金については、今後詰めていくということによろしいですか。

(委員)

良いです。

## 2) 令和5年度更新工事の実施状況について

(事務局)

資料3をご覧ください。今年度予定していた更新工事の一覧と工事状況写真を掲載しました。

配水管の敷設替工事は、村内の工事店組合の施工により年内に全て竣工することが出来ました。設備更新工事は、社会情勢により商品の入荷が遅れ、竣工が来年になるものもあります。

工事状況写真の一番目の写真をご覧くださいと、ショベルカーが巨石を掘り上げています。配水管布設替えを行った「みそら野区」「めいてつ区」の掘削箇所には、このような巨石が沢山あり、その影響で土工が増工になり工事費は変更増となりました。契約変更額については先日の12月議会で補正予算をお認め頂きました。

次の写真は布設替工事の写真で、青い管が布設替えされた水道の配水管で、地震にも強い「配水用ポリエチレン管」となります。駅前は無電柱化の工事は、共同溝工事の為、水道配水管の横に黄色のガス管や電気のケーブルなど様々な管が敷設替えしている状況を確認できます。

無電柱化により駅前周辺の景観はかなり良くなっていますが、道路の下もこのように整備されて、駅前周辺の水道は安心できる状況になっています。無電柱化による敷設替工事は令和7年度までであと2年あります。

## 質疑応答

(委員)

予定通り進んでいるということですね。

(事務局)

そうですね。ポンプ施設や水位計、流量計の更新も維持管理する上で重要で、今年度予定している更新工事はすべて着工していますが、部品の納入に時間がかかるので、竣工は年明けになる見込みです。

<杉山会長>

それでは、本日の議事は以上で終了となります。進行について事務局に戻します。

<上下水道課長>

本日はお忙しい中、貴重な時間をいただきありがとうございました。予定していた事項については以上で終了となります。それぞれのお立場からの貴重なご意見・ご感想をいただき誠にありがとうございました。料金改定につきましては、色々考えていかなければならないことが多く、大変な作業になりますが、村民の皆さんにご理解いただいた上で進めていきたいと思っておりますので、今後とも委員の皆さんのお力を賜りたいと思っております。よろしくお願いたします。それでは、令和5年度第3回白馬村上下水道事業経営審議会を閉会とします。

ありがとうございました。